

令和2年11月1日

No.152

発行

一般社団法人
練馬西青色申告会



ねりま西

青色だより

〒178-0063 東京都練馬区東大泉4-16-3 電話 5387-6211 FAX 5387-6222

年末調整の個別相談会は一月十二日まで

〈年末調整とは〉

給与の支払者は、毎月(日)の給与の支払いの際に所定の「源泉徴収税額表」によって所得税及び復興特別所得税の源泉徴収をすることになっていますが、その源泉徴収をした税額の一年間の合計額は、給与の支払いを受ける人の一年間の給与総額について納めなければならない税額(年税額)と一致しないのが通常です。

その一年間の給与総額が確定する年末に納めなければならないその給与総額についての税額(年税額)とそれまでに徴収した税額との過不足額を求め、その差額を徴収又は還付する手続きを「年末調整」と呼んでいます。

その年末調整の個別相談会を次の通り行います。

□期間

令和二年十二月十四日(令和三年一月十二日(第二第四土・日曜祭日を除く。尚、令和二年十二月二十九日(令和三年一月四日)までは休業となります。)

□会場

一般社団法人練馬西青色申告会事務所

□必要な書類

一人別源泉徴収簿、税務署から送られた納付書(年末調整関係書類は十月下旬に送付されております。)、扶養控除等(異動)申告書、保険料控除申告書(生命保険料、地震保険料、国民年金、健康保険料等)

決算書作成指導・相談日予約について

令和2年分の決算書作成指導は次のとおりです。

★予約日は、令和3年1月18日(月)～3月13日(土)まで(電話・FAX可)

★予約時間は、午前9時～午後4時まで。すべて予約制となります。詳細は決算・申告書作成ご予約の往復はがきを12月の初旬頃に送付しますので宜しくお願い致します。

★3月15日(月)は、申告書類のお預かりのみで、練馬西税務署・練馬東税務署ともに午前12時までとさせていただきます。

※日曜、祭日、1月23日(土)、1月30日(土)は休ませて頂きます。